

第二号の二様式 (平20内府令47・全改、平22内府令40・平24内府令4・令元内府令2・一部改正)

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 年 月 日

【発行者の名称】 \_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_

【代理人の氏名又は名称】 \_\_\_\_\_

【住所】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_

【住所】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【縦覧に供する場所】 名称  
\_\_\_\_\_ (所在地)

第一部【証券情報】

第1【募集債券に関する基本事項】

1【発行主体】

2【募集要項】

(1)【債券の名称及び記名・無記名の別】

(2)【券面総額】

(3)【各債券の金額】

(4)【発行価格及びその総額】

(5)【利率】

(6)【償還期限】

(7)【申込期間】

(8)【申込証拠金】

(9)【払込期日】

(10)【申込取扱場所】

(11)【引受けの契約の内容】

(12)【債券の管理会社】

(13)【振替機関】

(14)【財務上の特約】

3【利息支払の方法】

4【償還の方法】

5【元利金支払場所】

- 6 【担保又は保証に関する事項】
  - 7 【債券の管理会社の職務】
  - 8 【債権者集会に関する事項】
  - 9 【課税上の取扱い】
  - 10 【準拠法及び管轄裁判所】
  - 11 【公告の方法】
  - 12 【その他】
- 第2 【売出債券に関する基本事項】
- 1 【売出要項】
    - (1) 【売出人】
    - (2) 【売出債券の名称及び記名・無記名の別】
    - (3) 【券面総額】
    - (4) 【各債券の金額】
    - (5) 【売出価格及びその総額】
    - (6) 【利率】
    - (7) 【償還期限】
    - (8) 【売出期間】
    - (9) 【受渡期日】
    - (10) 【申込取扱場所】
    - (11) 【売出しの委託契約の内容】
    - (12) 【債券の管理会社】
    - (13) 【振替機関】
    - (14) 【財務上の特約】
  - 2 【利息支払の方法】
  - 3 【償還の方法】
  - 4 【元利金支払場所】
  - 5 【担保又は保証に関する事項】
  - 6 【債券の管理会社の職務】
  - 7 【債権者集会に関する事項】
  - 8 【課税上の取扱い】
  - 9 【準拠法及び管轄裁判所】
  - 10 【公告の方法】
  - 11 【その他】
- 第3 【資金調達目的及び手取金の使途】
- 第4 【法律意見】
- 第5 【その他の記載事項】 (1)

## 第二部【追完情報】(2)

## 第三部【組込情報】(3)

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。

### (1) その他の記載事項

投資者保護の観点から必要と認められる事項及び特に目論見書に記載しようとする事項がある場合には、その内容について記載すること。

### (2) 追完情報

a (3) a の有価証券報告書又は d の外国者報告書の提出日以降有価証券届出書(以下この様式において「届出書」という。)の提出日までの間において、次に掲げる場合に該当することとなったときは、その内容を記載すること。

(a) 法第7条第1項前段に規定する重要な事項の変更があった場合又は第8条第1号若しくは第2号に掲げる事情が生じた場合

(b) 第16条に規定する場合

(c) その他財政状態等に重要な影響を及ぼす事象が生じた場合

b 発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合において、(3) a の有価証券報告書又は d の外国者報告書の提出日以降届出書提出日までの間において、資本の増減があった場合又は資本構成に変動があった場合には、その旨及びその内容を記載すること。

c 発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合において、最近会計年度(又は事業年度。以下この様式において「会計年度等」という。)の業績を記載しうる程度の期間が経過している場合には、その概要を前会計年度等の同期間と比較して記載すること。最近会計年度等の次の会計年度等を経過後に届出書を提出する場合であって、財務計算に関する書類の形式による記載が可能なときは、それによること。

### (3) 組込情報

次に掲げる書類を添付し、その旨を記載すること。

a 最近会計年度等に係る有価証券報告書及びその添付書類

b a の有価証券報告書の提出日以降届出書提出日までの間に半期報告書を提出している場合にあっては、当該半期報告書

c a の有価証券報告書又は b の半期報告書に係る訂正報告書を提出している場合にあっては、当該訂正報告書

d a から c までの書類が外国者報告書及びその補足書類並びに外国者半期報告書及びその補足書類並びにこれらの報告書に係る訂正報告書である場合にあっては、当該報告書及びその補足書類並びに訂正報告書

e a の書類が外国者報告書及びその補足書類である場合には、これらの書類

に記載されている事項のうち、第三号様式又は第四号様式のうち提出者が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目（第14条の3第2項各号に掲げる項目以外の項目に限る。）に記載すべき事項に相当する事項の日本語による翻訳文

f dの書類（外国者報告書及びその補足書類を除く。）を提出している場合にあっては、eの書類に準じた書類